

村内一斉大清掃

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。各戸に1名以上のご協力をお願いします。

地区ごとに区長さんの指示のもと、道路や公園などに散乱するごみの収集にご協力ください。

●日時

10月19日(日) 午前7時30分～

※雨天実施、荒天中止の場合は、当日の同報無線でお知らせします。

※清掃終了は各地区の区長さんの指示によります。

●お願い

- ・収集ごみは、3種類のごみ袋(可燃・不燃・プラスチック類)に分けて地区ごとに収集場所に集めてください。(午前9時ごろから順番に業者が回収します。)
- ・収集した空き缶やペットボトル、びんなどの資源ごみは、種類ごとに分けて地区ごとに収集場所に集めてください。
- ・個人の粗大ごみは、別に許可をとって、投棄場に搬入してください。

さい。方法はすこやかカレンダーに記載していますが、ご不明な点はお問合せください。

●注意事項

清掃活動を行う際は、次のことに注意してください。

- ・ごみに直接触れないように、軍手等を使用する
 - ・ごみ袋の口をしつかりしぼる
 - ・空き缶等の資源ごみはなるべく分別する
 - ・活動後は水と石けんで丁寧に手洗いをする
 - ・こまめに水分補給をする
- 問合せ先
すこやかセンター内保健環境課

私立高等学校等の授業料補助

本村では、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助しています。

●対象者

10月1日(基準日)から引き続き本村に住所があり、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍し

ている方。

※授業料を免除されている方は、補助対象外となります。

●補助金額

年額上限1万円

●必要事項

- ・申請書
- ・私立高等学校等生徒調査書
- ・村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ・振込先が確認できるもの(預金通帳など)

※申請書等は、教育委員会教育課窓口で受領または村公式ホームページからダウンロードできます。

●申請期間

10月1日(水)～11月28日(金)

※午前8時30分～午後5時15分

(土曜・日曜および祝日を除く)

●問合せ先

中央公民館内教育課



福祉医療受給証の更新

母子・父子家庭医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和7年10月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

10月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を10月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄してください。

●問合せ先

民生部住民課





令和8年度採用 飛鳥村職員(保健師職) 募集

飛鳥村職員(保健師職)を次のとおり募集します。

●採用予定人数 1名

●受験資格

平成6年4月2日以降に生まれ
た方で、保健師の資格を有する
方または令和8年3月までに取
得見込の方

※地方公務員法第16条に規定する
欠格条項に該当する方は受験で
きません

●給与等

初任給(給料および地域手当)
令和7年4月1日現在

大学卒 246,000円程度

専門卒 241,000円程度

※経験年数を有する場合は、初任
給に加算あり

※他に期末手当、勤勉手当、扶養
手当、通勤手当、住居手当等が
要件に応じて支給あり

●試験日

・第一次試験(教養試験・適性検
査・作文・専門試験)
12月7日(日)

・第二次試験(面接)

1月中旬から2月上旬

●申込書配布および申込期間

11月21日(金)まで

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も11月21日(金)必着

※土曜・日曜および祝日を除く

※募集条件等は変更する可能性が
あります

●申込み・問合せ先

総務部総務課



防犯対策補助金

本村では、安全に暮らせるまち
づくりの推進を図るため、防犯対
策に要した経費の一部を補助して
います。

●対象となる物

・防犯ガラスまたは防犯フィルム、
防犯機能付き電話、自家用車両
の盗難防止装置 など

●対象とならない物

・防犯対策以外の目的を有する物
(犬、玉砂利、門扉等)や護身用
具(防犯スプレー、スタンガン、
警棒、防犯ブザー等) など

●対象者

村内に住所を有する方(住民基
本台帳に記録または外国人登録
原票に登録されている方)や村
内に住所を有する企業

●補助率等

購入金額および設置費用の2分
の1の額、または20,000
円のいずれか低い額

●補助額について

全世界帯に偏りなく補助を行える
ように、1世帯当たりの補助額
を単年度の上限額と併せて、累
計での上限額(20,000円)

を定めています。

●必要書類

・補助金申請書一式
・領収書の原本
・製品保証書の写し(保証書のな
いものについては不要です)
・振込先となる通帳の写し
・施工後の写真

※購入年度内に必要書類の提出を
お願いします。

【令和6年度以前に申請された方へ】

令和6年度までに追加の補助額
が累計で上限額の20,000円
に達した方は、補助金の申請がで
きませんでしたが、令和6年度末
をもって累計額のリセットをしま
す。

令和7年4月1日以降に購入さ
れた商品から改めて申請可能とな
りますので、ご家庭や事務所など
で防犯対策強化のため、補助金の
活用をぜひご検討ください。

●申込み・問合せ先

総務部総務課

国勢調査 2025

令和7年 国勢調査を実施しています

- 国勢調査は、2025年(令和7年)10月1日現在、日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象となります。
- 国勢調査は、5年に一度行われます。
統計法に基づき回答の義務がある大切な調査です。必ずご回答ください。
- 9月下旬から、調査員が各世帯を訪問し、調査書類をお配りしています。
- パソコンやスマートフォンなどから24時間いつでもインターネットで回答することができます。調査書類の中にある「インターネット回答依頼書」に記載されるログイン用二次元コードから簡単にログインできます。(日本語を含め8言語に対応しています。)
- 紙の調査票を郵送提出、または調査員へ直接提出することもできます。
- **国勢調査の調査書類が届きましたら、10月8日(水)までに回答をお願いします。**
- 国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備えたり、住みよい街づくりのために利用されるなど、私たちの生活の身近なところに役立てられています。
- 万一、調査書類が届いていない場合や、追加の調査票が必要な場合(5人以上の世帯など)は、総務部企画課へご連絡ください。



9月下旬から
調査書類を
お届けしています

調査期日

10.1 水

- ・ 各世帯を訪問する調査員は、非常勤の国家公務員です。もれなく、重複なく調査をおこなうために、訪問時に代表者の氏名をおたずねします。調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。
- ・ 国勢調査をよそおった詐欺や不審な調査にご注意ください。
国勢調査では、金銭を要求することはありません。
また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- ・ 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報を守るための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。
- ・ 回答いただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局
ホームページ



● 問合せ先 総務部企画課



飛島村防災ラジオ(戸別受信機)の配布終了

本村では、風水害・地震等の災害時における速やかな情報伝達のため、平成21年度から同報系防災行政無線のアナログ戸別受信機として防災ラジオを1世帯または1事業所につき1台無償配布しています。

総務省の周波数再編アクションプランにより、アナログ方式からデジタル方式の放送へ早期移行が推進されていますが、戸別受信機を利用されているご家庭が多いことから、本村においては無線機器を更改し、デジタル・アナログ併用の放送を続けているところです。

受信機は導入から10年以上経過し、部品の劣化なども見られるため、現在所蔵している受信機の在庫限りをもって、アナログ戸別受信機の配布(交換を含む)を終了することとしました。

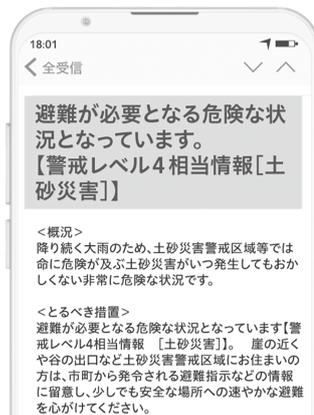
今後は、情報発信の多様化を目的として導入した「飛島村防災メール」への登録や「飛島村防災アプリ」の利用を積極的に行い、みなさまの命を守るためにご活用ください。



飛島村防災アプリ
iOS用



飛島村防災アプリ
Android用



飛島村防災メール
PC・スマートフォン用



飛島村防災メール
フィーチャーフォン用

●問合せ先 総務部総務課

海部地方防災リーダー養成講座

近年大規模な自然災害が多発しており、今まで以上に地域防災力の重要性が高まっています。そこで、地域防災の中心的な役割を担う「防災リーダー」の養成講座を開催します。

●日 時 (全2日間)

12月6日(土)・13日(土)

午前9時30分～午後4時30分

●場 所

弥富市総合社会教育センター
2階 会議室2

(弥富市前ヶ須町野方802-20)

●受講対象者

(次のすべてに該当する方)

①満15歳以上の方(18歳未満の方は、保護者の同意が必要です)

②津島市、愛西市、弥富市、あま市および海部郡に在住・在勤・在学の方

③講座受講後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

●定 員

25名程度

応募者多数の場合は抽選となります。

●内 容

・災害時の救急医療について
・災害図上訓練(DIG)等

●受講料 無料

●申込方法・申込期限

10月29日(水)

総務部総務課の窓口または電話でお申込みください。

●申込み・問合せ先

総務部総務課

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

令和5年4月1日から自転車乗車時におけるヘルメットの着用が努力義務化されました。

本村では、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を次のとおり補助していただきますのでぜひご利用ください。

●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方
※補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む

●対象となるヘルメット

令和7年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットで

あり、SGマーク、JCFマーク、CEマーク(EN1078)など安全性の承認を受けたもの
●補助率等
・購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額(その額に100円未満の端数がある場合は切り捨て)

・1人につき1個(回)限り

●必要書類

・補助金交付申請書
・開発部建設課で配布します。または、村公式ホームページよりダウンロードできます。
・領収書の写し(保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です)

・対象者の生年月日を証明するもの
・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの(自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可)

●申請期限

令和8年3月31日(火)

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

●問合せ先

開発部建設課

広報9月号のチラシ

「聖苑の入出路が追加されます」に関する訂正

広報とびしま9月号に差し込みしたチラシ「聖苑の入出路が追加されます」の記載内容に誤りがありました。チラシでは、聖苑西側側道から飛鳥大橋西交差点へ右折できる案内図となりましたが、正しくは、聖苑西側道路から飛鳥大橋南交差点へは通行できません。通行される方はご注意ください。

聖苑から国道1号方面へ行かれる方は聖苑東側道路をご利用ください。詳しくは、今月号の差し込みチラシ「聖苑退出路の訂正について」をご覧ください。

お詫びして訂正いたします。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



「児童クラブ」 年間利用案内

令和8年度の児童クラブ年間利用申込みを次のとおり受け付けます。

●利用期間および時間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
午前7時30分～午後6時30分
(日曜・祝日・12月29日～翌年1月3日を除く)

●場所

飛鳥学園内児童クラブ

●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる方(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

※次の方は対象になりません

・児童が帰宅時に大人(20歳以上)が家にいる場合

・自営業で就労(勤務時間・場所)の証明が提出できない方

●利用料

1月～7月・9月～12月
月額5,000円
8月
月額8,000円

●おやつ代

月額 1,500円
(別途おやつ代には振替手数料がかかります)

●提出物

児童クラブ利用申請書
就労証明書

※父母および同居の家族が対象になります。

●配布・申込期間

10月17日(金)～11月7日(金)
午前10時30分～午後6時30分
(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

●注意事項

・平日は学校から直接児童クラブへ向かいますが、帰宅時は保護者の迎えが必要となります。
・土曜・学校休業日における児童の送迎は保護者が行ってください。

・土曜・学校休業日の昼食とお茶は各自で持参となります。

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

「児童クラブ」 冬休み利用案内

令和7年度の児童クラブ冬休み利用申込みを次のとおり受け付けます。

●日時

12月23日(火)～令和8年1月6日(火)
午前7時30分～午後6時30分
(日曜・祝日・12月29日～翌年1月3日を除く)

●場所

飛鳥学園内児童クラブ

●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる方(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

●利用料

12月23日(火)～27日(土)
利用料 2,500円
おやつ代 600円
令和8年1月5日(月)～6日(火)
利用料 2,500円
おやつ代 600円
(別途おやつ代には振替手数料がかかります)

●申請書類

・児童クラブ一時利用申請書
・就労証明書
・その他必要書類

●配布・申込期間

10月17日(金)～31日(金)
午前10時30分～午後6時30分
(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ



令和8年度 幼保連携型認定こども園飛島保育園・飛島村立第一保育所 利用申込み

村内の認定こども園・保育所の利用申込みを受付します。利用案内等を10月15日(水)から申込場所まで配布しますので、必ずお受け取りのうえ期間内にお申込みください。

●利用できる施設

幼保連携型認定こども園飛島保育園(私立)

飛島村立第一保育所(公立)

※村外にある施設の利用を希望する方は、民生部福祉課までご相談ください。

●対象

認定こども園・保育所の利用申込みをする場合は、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

●保育を必要とする事由

児童の家庭の状況が①～⑦のいずれかに該当する場合

①就労(居宅外労働・居宅内労働) ②出産等 ③疾病等 ④看護・介護等 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学

※保育を必要とする事由に該当しない方は、申込場所へご相談ください。

●提出書類および持ち物

①子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等入所申込書

②食物アレルギーに関する調査票

③「保育を必要とする事由」を確認できる必要書類(就労証明書等)

④保育(利用)時間確認書

⑤申込書類提出にあたってのチェックリスト

※提出書類および持ち物の詳細については、利用案内でご確認ください。

●申込期間

11月4日(火)～28日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜および祝日を除く)

※現在認定こども園または保育所を利用中で、令和8年度も引き続き利用を希望される方は、1月頃に継続の手続きを予定していますので、今回の申込みは必要ありません。

●申込場所

飛島保育園利用希望の方 飛島保育園

第一保育所利用希望の方 すこやかセンター内福祉課

●その他

利用者負担額(保育料・副食費)算定のため、令和7年度の住民税情報が必要となります。令和7年度の住民税申告を済ませていない方は、令和7年1月1日時点で住民票があった市町村で申告をしてください。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課